

# 佐賀県伴走支援型特別資金要綱

## 1. 制度目的

国が全国統一制度として定めた伴走支援型特別保証制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。

## 2. 申込人資格要件

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。ただし、県内に事業所等を有するものに限る。

- (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること（注1）
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること（注1）
  - ①売上高等減少率が15%以上であること
  - ②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
- (3) 次のいずれかに該当すること（注1）（注2）
  - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
  - ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

## 3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

## 4. 保証限度額及び保証形式

### (1) 保証限度額

6,000万円。

ただし、施行日以前の「伴走支援型特別保証制度」の残額を含むものとする。

### (2) 保証形式

個別保証とする。

5. 保証割合

2. (1) については、100% (全部保証)。

2. (2) 及び (3) については、申込金融機関の選択した責任共有制度 (責任共有制度要綱 (平成18・9・12中庁第2号) に定める制度をいう。) の方式によるものとする。

6. 対象資金

2. (1) 及び (2) については、経営の安定に必要な事業資金とする。

2. (3) については、事業資金とする。

7. 対象金融機関

佐賀県制度金融取扱金融機関

8. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

9. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

10. 保証期間

(1) 一括返済の場合 1年以内とする。

(2) 分割返済の場合 10年以内 (据置期間は5年以内) とする。

11. 信用保証料率

(1) 通常料率

2. (1) 及び (2) については、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助し、残額を佐賀県 (以下「県」という。) が補助する。

2. (3) については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助し、残額を県が補助する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%

(2) 経営者保証免除対応 (以下「免除対応」という。) (注3) 適用の場合

2. (1) 及び (2) については、1.05% (前記 (1) から0.2%上乗せ) とし、0.85%に相当する額を国が補助し、残額を県が補助する。

2. (3) については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助し、残額を県が補助する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%
補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%

ただし、(1) 及び (2) における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国及び県の補助の対象外とする。

## 12. 担保・保証人

### (1) 担保

必要に応じて徴求することとする。

### (2) 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

## 13. 融資利率

1. 3%とする。

## 14. 添付資料

佐賀県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）所定の申込資料のほか、2. (1) 及び (2) ①については、次の (1) 及び (2)、2. (2) ②については次の (1)、(2) 及び (3)、2. (3) については、次の (2) 及び (3) の所定の書面を添付するものとする。ただし、免除対応を適用する場合にあっては次の (4) の所定の書面を加えて添付するものとする。

(1) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町長の認定書

(2) 経営行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。

②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項。

(3) 売上高減少要件確認書

(4) 経営者保証免除対応確認書

## 15. 金融機関の責務及び報告

(1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進め

るための経営支援を行うものとする。

- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

## 16. 取扱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。

注3：次の①及び②を満たす場合に、経営者保証を免除することができる。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。